

令和2年7月22日

山辺町立小・中学校 保護者 様

山辺町教育委員会
教育長 多田 徹

新型コロナウイルス感染症防止に係る対応について（第13報）
～児童生徒等が感染可能性のある場合の対応と、今後の部活動の活動内容について～

このことについて、町教育委員会としては、本県が国の定める「感染観察都道府県（レベル1）」かつ、県の定める「感染症注意・警戒レベル1・2」であることを踏まえ、以下のように対応して参ります。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて追加的な対応を依頼する場合がありますことを申し添えます。

記

1 新型コロナウイルス感染症発生時の対応について

（下記の場合は速やかに学校にお知らせ下さい。）

【段階1】児童生徒と同居している家族等が、「濃厚接触者」または「PCR受検対象者」と特定された場合

- ① 家族のPCR検査結果が判明するまで、自宅待機とし、「出席停止」（校長が出席しなくてもよいと認めた日）扱いとします。
- ② PCR検査結果は速やかに学校に報告してください。

【段階2】児童生徒が自覚症状等により「PCR検査の受検対象」と判断された場合

- ① 当該児童生徒のPCR検査結果が判明するまで、自宅待機（「出席停止」扱い）とします。
- ② PCR検査結果は速やかに学校に報告してください。

【段階3】児童生徒が「濃厚接触者」と特定され、PCR検査の受検対象とされた場合

- ① 当該児童生徒を、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間の健康観察と自宅待機（「出席停止」扱い）とします。
- ② PCR検査を行った場合、結果は速やかに学校に報告してください。
- ③ 学校は、保健所の指導の下、必要に応じて臨時休業、及び消毒等の対策を講じます。

【段階4】児童生徒が「感染者」と判明した場合

- ① 当該児童生徒を「出席停止」とします。
- ② 保健所の疫学調査が入り、濃厚接触者等が特定されるまでの間、学校を臨時休業とします。
- ③ 学校は、保健所の指導の下、校内消毒等の対策を講じます。

※ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合は、当面の間登校を控え、健康の観察を行ってください。その場合、基本的に「出席停止」扱いとなります。

2 今後の部活動の活動内容について

現在の感染状況を鑑み、8月1日以降の部活動について以下のようにします。

(1) 活動日、活動内容について

- ・ 活動内容等はこれまでと同様に山辺町教育委員会第12報に沿った活動日・活動時間等とします。
- ・ これまでと同様に、県内すべてのチームとの交流・練習試合を可能（日帰り）とします。
- ・ 県外遠征や県外のチームとの交流・練習試合は認めません。
- ・ 宿泊を伴った活動は認めません。

(2) 地域スポーツクラブも同様に対応してください。

(3) スポーツ少年団については、県スポーツ少年団からの通知に従ってください。

3 その他

(1) 細かな対策については学校からの連絡を参照ください。

(2) 不明な点に関しては、学校や町教育委員会に問い合わせてください。